

## 原爆被爆者葬祭料交付金の交付について

昭和 45 年 6 月 22 日 厚生省発衛第 99 号  
各都道府県知事・広島・長崎市市長あて厚生事務  
次官通知

改正	昭和	47 年	5 月	9 日	厚生省発衛	第 83 号
	同	48 年	7 月	9 日	同	第 120 号
	同	49 年	6 月	26 日	同	第 124 号
	同	50 年	9 月	22 日	同	第 220 号
	同	51 年	8 月	30 日	同	第 159 号
	同	52 年	8 月	26 日	同	第 193 号
	平成	元年	7 月	17 日	厚生省発健医	第 158 号
	同	7 年	11 月	7 日	同	第 315 号
	同	9 年	4 月	24 日	同	第 143 号
	同	15 年	4 月	18 日	厚生労働省発健	第 0418007 号
	同	17 年	11 月	30 日	同	第 1130012 号
	同	26 年	3 月	28 日	同	0328 第 22 号
	令和	元年	10 月	25 日	同	1025 第 7 号
	同	元年	11 月	15 日	同	1115 第 6 号
	同	2 年	3 月	27 日	同	0327 第 25 号
	同	3 年	3 月	29 日	同	0329 第 3 号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 43 条第 1 項の規定に基づく原爆被爆者葬祭料交付金の交付は、次により行うこととされたので通知する。

1 この交付金の交付額は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成 7 年政令第 26 号。以下「政令」という。）第 20 条の規定により算定するものである。

なお、政令第 20 条第 5 号の規定による厚生労働大臣の定める葬祭料支給事務費（共済費、報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費、役務費、備品購入費及び委託料）の算定方式は次のとおりである。

ただし、国外に送金を行った場合にあっては、その手数料を加算することができる。

都道府県にあっては、198 円×葬祭料支給人員

広島市及び長崎市にあっては、88 円×葬祭料支給人員

2 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式(1)による調書を作成し、これを交付金の額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

3 この交付金の交付の申請は、様式(2)による申請書により毎年度 4 月 30 日までに当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）に行うものとする。

4 この交付金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付の申請等を行う場合は、様式(3)による申請書により毎年度 1 月 15 日までにを行うものとする。

5 事業に係る事業実績報告は、様式(4)による事業実績報告書により翌年度 4 月 10 日まで

に地方厚生（支）局長に提出しなければならない。

- 6 特別の事情により、1に定める算定方式及び3、4及び5に定める手続によることができない場合は、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。
- 7 地方厚生（支）局長は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。
- 8 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

様式（1）

令和 年度

原 爆 被 爆 者 葬 祭 料 交 付 金 調 書

（地方公共団体名）

（単位：円）

国			地 方 公 共 団 体										備 考	
支出予算 科 目	交付決 定の額	補助率	歳 入			歳 出								
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予定 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額		

- (注) 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。  
2 「地方公共団体」の「科目」は歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。  
3 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費、支出額、流用減額等の区分を明らかにして記載すること。  
4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

様式（2）

番 号  
令和 年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

都道府県知事（市長）

令和 年度原爆被爆者葬祭料交付金の支給に要する経費の交付申請書

別紙関係書類を添えて、原爆被爆者葬祭料交付金の交付を次により申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 経費所要額調 (別紙の1のとおり)
- 3 経費所要額算出内訳 (別紙の2のとおり)
- 4 事業の実施計画 (別紙の3のとおり)
- 5 歳入歳出予算書の抄本

別紙

1 経費所要額調

区 分	支 出 予定額	基 準 額	交 付 金 所 要 額	備 考
原爆被爆者葬祭料交付金 葬 祭 料 事 務 費	円	円	円	

注：「交付金所要額」欄は、対象経費の「支出予定額」と「基準額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

2 経費所要額算出内訳

区 分	基 準 額			支 出 予 定 額	
	員 数	単 価	金 額	金 額	内 訳
原爆被爆者葬祭料交付金 葬 祭 料 事 務 費 共 済 費 報 酬 料 給 料 職 員 手 当 等 旅 費 需 用 費 役 務 費 備 品 購 入 費 委 託 料 海 外 送 金 手 数 料		円	円	円	

### 3 事業の実施計画

葬祭料支給見込人員	積算方式
人	

様式（3）

番 号  
令和 年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

都道府県知事（市長）

令和 年度原爆被爆者葬祭料交付金の支給に要する経費の変更交付申請書

別紙関係書類を添えて、原爆被爆者葬祭料交付金の変更交付を次により申請する。

- |   |             |            |   |   |
|---|-------------|------------|---|---|
| 1 | 申請額         | 金          | 円 |   |
|   | 交付金所要額      | 金          | 円 | } |
|   | 既交付決定額      | 金          | 円 |   |
|   | 差引今回追加（△）減額 | 金          | 円 |   |
| 2 | 経費所要額調      | （別紙の1のとおり） |   |   |
| 3 | 経費所要額算出内訳   | （別紙の2のとおり） |   |   |
| 4 | 事業の実施計画     | （別紙の3のとおり） |   |   |
| 5 | 歳入歳出予算書の抄本  |            |   |   |

別紙

1 経費所要額調

区 分	支 出 予定額	基 準 額	交 付 金 所 要 額	既交付 決定額	差引今回 追 加 (△減)額
原 爆 被 爆 者 葬 祭 料 交 付 金 葬 祭 料 事 務 費	円	円	円	円	円

2 経費所要額算出内訳

区 分	基 準 額			支 出 予 定 額		追 加 (△減)の理 由
	員 数	単 価	金 額	金 額	内 訳	
原 爆 被 爆 者 葬 祭 料 交 付 金 葬 祭 料 事 務 費 共 済 費 報 酬 料 給 料 職 員 手 当 等 旅 費 需 用 費 役 務 費 備 品 購 入 費 委 託 料 海 外 送 金 手 数 料		円	円	円		

### 3 事業の実施計画

区 分	当 初	追加(△減)	計
葬祭料支給見込人員	人	人	人
積 算 方 式			

様式（４）

番 号  
令和 年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

都道府県知事（市長）

令和 年度原爆被爆者葬祭料交付金の事業実績報告について

標記のことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 精算額 金 円
- 2 事業実績表 (別紙の1のとおり)
- 3 経費精算額調 (別紙の2のとおり)
- 4 経費精算額算出基礎明細 (別紙の3のとおり)  
(添付書類)
  - 1 歳入歳出決算書または決算見込書抄本
  - 2 原爆被爆者葬祭料返納徴収等調（該当ある場合）（別紙の4のとおり）

別紙

1 事業実績表

本年度支給対象人員	人
-----------	---

2 経費精算額調

区分	A 支出済額	B 返納徴収 その他の 収入	A-B 差引 支出額	基準額	交付金 所要額
原爆被爆者葬祭 料 交 付 金  葬 祭 料  事 務 費	円	円	円	円	円

交付 決定額	交付金 受入額	差引過 △不足額	備 考

(注)「返納徴収その他の収入」欄は、4月1日から翌年の3月末日までの間における法第47条に基づく徴収金または過誤払いに基づく返還金の調定額を記入すること。(過年度分を含む。)

3 経費精算額算出基礎明細

区 分	基 準 額			支出済額	
	員 数	単 価	金 額	金 額	内 訳
原爆被爆者葬祭 料 交 付 金 葬 祭 料 事 務 費 共 済 費 報 酬 給 料 職 員 手 当 等 旅 費 需 用 費 役 務 費 備 品 購 入 費 委 託 料 海外送金手数料		円	円	円	

4 原爆被爆者葬祭料返納徴収等調

受給者氏名	支払取消額	支払取消期間		調定年月日	収納年月日	徴収金または過誤払による返還金	理由
		過年度分	現年度分				
		年 月	年 月				

- (注) 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 47 条に基づく徴収金であるかまたは過誤払いに基づく返還金であるか明記すること。
- 2 理由について具体的に記入すること。